

島根県報

平成21年3月31日 (火) **号外 第 5 5 号** (毎週火・金曜日発行)

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

• <u>-</u>
7/17
/K
> \

【告 示】

海岸保全区域の指定

(港湾空港課) 2

告示

島根県告示第256号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定により、次の区域を海岸保全区域に指定するので、同条第4項の 規定により告示する。

海岸保全区域の指定(平成3年島根県告示第1111号)は、廃止する。

平成21年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

沿岸名	中海沿岸			
海岸名	境港海岸			
地区海岸名	美保関地区海岸			
延長	2, 382メートル			
区 域	次の基点を順次に直線で結んだ線並びに基点16から補助点16―1、補助点15―1、補助点1			
	-1、補助点 $11-1$ 、補助点 $8-1$ 、補助点 $5-1$ 、補助点 $4-1$ 、補助点 $3-1$ 、補助点 1			
	-1及び基点1を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域			
	(点の表示)			
	基点 1 島根県松江市美保関町才谷1335番地の三等三角点(美保関)(北緯35度33分59秒、			
	東経133度18分26秒)から222度29分07秒、1,378.806メートルの地点			
	基点2 基点1から298度38分23秒、24.077メートルの地点			
	基点3 基点2から252度06分49秒、87.507メートルの地点			
	基点4 基点3から263度17分54秒、452.208メートルの地点			
	基点 5 基点 4 から249度11分21秒、169.683メートルの地点			
	基点 6 基点 5 から276度05分51秒、202.451メートルの地点			
	基点7 基点6から244度49分58秒、136.664メートルの地点			
	基点8 基点7から259度54分00秒、114.468メートルの地点			
	基点8A 基点8から294度47分22秒、23.237メートルの地点			
	基点 9 基点 8 A から324度32分15秒、46.645メートルの地点			
	基点10 基点 9 から308度29分45秒、44.295メートルの地点			
	基点11 基点10から277度53分52秒、35.843メートルの地点			
	基点12 基点11から251度23分26秒、77.819メートルの地点			
	基点13 基点12から240度41分35秒、23.633メートルの地点			
	基点13A 基点13から212度47分40秒、102.694メートルの地点			
	基点13B 基点13Aから226度19分17秒、28.242メートルの地点			
	基点14 基点13Bから237度37分57秒、98.831メートルの地点			
	基点15 基点14から255度21分56秒、95.935メートルの地点			
	基点16 基点15から263度48分11秒、361.333メートルの地点			
	補助点16-1 基点16から203度15分32秒、57.059メートルの地点			
	補助点15-1 基点15から169度34分08秒、54.343メートルの地点			
	補助点14-1 基点14から150度13分57秒、55.169メートルの地点			
	補助点11-1 基点11から174度38分38秒、74.483メートルの地点			
	補助点8-1 基点8から197度19分14秒、71.900メートルの地点			

771.3100.7		四	1 1/X21 T 0 71 01 H
	補助点5一1	基点 5 から172度38分29秒、54.447メートルの地点	
	補助点4-1	基点4から166度14分12秒、64.451メートルの地点	
	補助点3-1	基点3から167度41分16秒、55.528メートルの地点	
	補助点1一1	基点1から195度48分52秒、50.000メートルの地点	